

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件　日米琉諮問委員会 (代表会合第121回～140回) (7)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): 日米琉諮問委員会, 審議概要, 勧告41, 土地区画整理事業, 土地改良事業, 琉球開発金融公社, 琉球政府移管, 調査団, 鈴木日銀監事, 金融調査団, 琉球開発公社, 沖縄の金融機構 キーワード (En): Recommendations 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43737

大三八四

<p style="text-align: center;">外務省</p> <p style="text-align: center;">万葉</p> <p style="text-align: center;">シカヒ</p>	<p style="text-align: center;">従現付 5</p> <p style="text-align: center;">注 意</p> <p>1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。 2. 本電の主管変更その他については検問班に連絡ありたい。</p> <p style="text-align: right;">1062</p> <p>電信写</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">大政事外儀官</td> <td style="width: 10%;">主 管</td> </tr> <tr> <td>務務 典房</td> <td>米北/</td> </tr> <tr> <td>次長</td> <td>主 管</td> </tr> <tr> <td>臣官員室</td> <td>十 八</td> </tr> <tr> <td>委員会常設</td> <td>發</td> </tr> <tr> <td>監査部</td> <td>本 省</td> </tr> <tr> <td>外務大臣</td> <td>着</td> </tr> <tr> <td>公使</td> <td>高 順</td> </tr> <tr> <td>副公使</td> <td>大使</td> </tr> <tr> <td>長官移</td> <td>臨時代理大使</td> </tr> <tr> <td>参議旅移</td> <td>総領事 代理</td> </tr> </table> <p>総番号(TA) 37243 69年8月26日11時10分 十八 69年8月26日12時59分 本省 着</p> <p>外務大臣殿 高順 大使 臨時代理大使 総領事 代理</p> <p>諸向委員会(連)</p> <p>ア 参地中東 長 北西 北 資 長 保 中 参一二 南 参西東洋 歐 西東 長</p> <p>近ア 参審近ア 長 次総國方 最 參貿國 通協長 參政技二 國一理 案 参政科規 長 参政科 國 参政科 長 草社專 通內外 長</p> <p>オ 68号 平(秋板) 26日午13回会合</p> <p>1. 往電オ67号通り総務小委員会は各々 所管項目につき再検討の結果修正意見書を作成した。各代表は右に基づき改めて討議する。(修正意見書空送する。)</p> <p>2. (プログレス・レポート) オ1期(4月末現在)の完成は米側内部事情により大半に遅延したため今後合同事務局をして3代表部スタッフより勧告の実施状況確認せしめたり上1カ月毎の報告を作成せしめ、右を6カ月毎に取りまとめる方法をとる。</p>	大政事外儀官	主 管	務務 典房	米北/	次長	主 管	臣官員室	十 八	委員会常設	發	監査部	本 省	外務大臣	着	公使	高 順	副公使	大使	長官移	臨時代理大使	参議旅移	総領事 代理	<p style="text-align: center;">外務省</p> <p style="text-align: center;">万葉</p> <p style="text-align: center;">シカヒ</p>
大政事外儀官	主 管																							
務務 典房	米北/																							
次長	主 管																							
臣官員室	十 八																							
委員会常設	發																							
監査部	本 省																							
外務大臣	着																							
公使	高 順																							
副公使	大使																							
長官移	臨時代理大使																							
参議旅移	総領事 代理																							
<p>注 意</p> <p>1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。 2. 本電の主管変更その他については検問班に連絡ありたい。</p> <p>電信写</p> <p>3. シヨットより若干年本委員会がいつ航空要員訓練センター設置に関する討議された模様であるが(9月13日会合の議事録)として本件勧告提案へ至らなかつた(バック・グランド)につき承知したとの発言があつた。本使より本件は政治的ファクターを含む問題であり疏政の方針を確かめがくことが先決であるとの考慮のもと、疏政側の態度決定を待つておらず次第であるが、右確定後の取扱いとして諸同事業として取上げるに至り一方で存ぜらるるにつき米側の本件についての意向非公式に打診ありたりと要請してあつた。</p> <p>4. シヨットは佐藤首相訴米後(アドコム)は廢止されるとの記事が再三本土新聞(7月9日日経、8月20日読売)に発表される</p> <p style="text-align: right;">-2-</p>																								

注 意

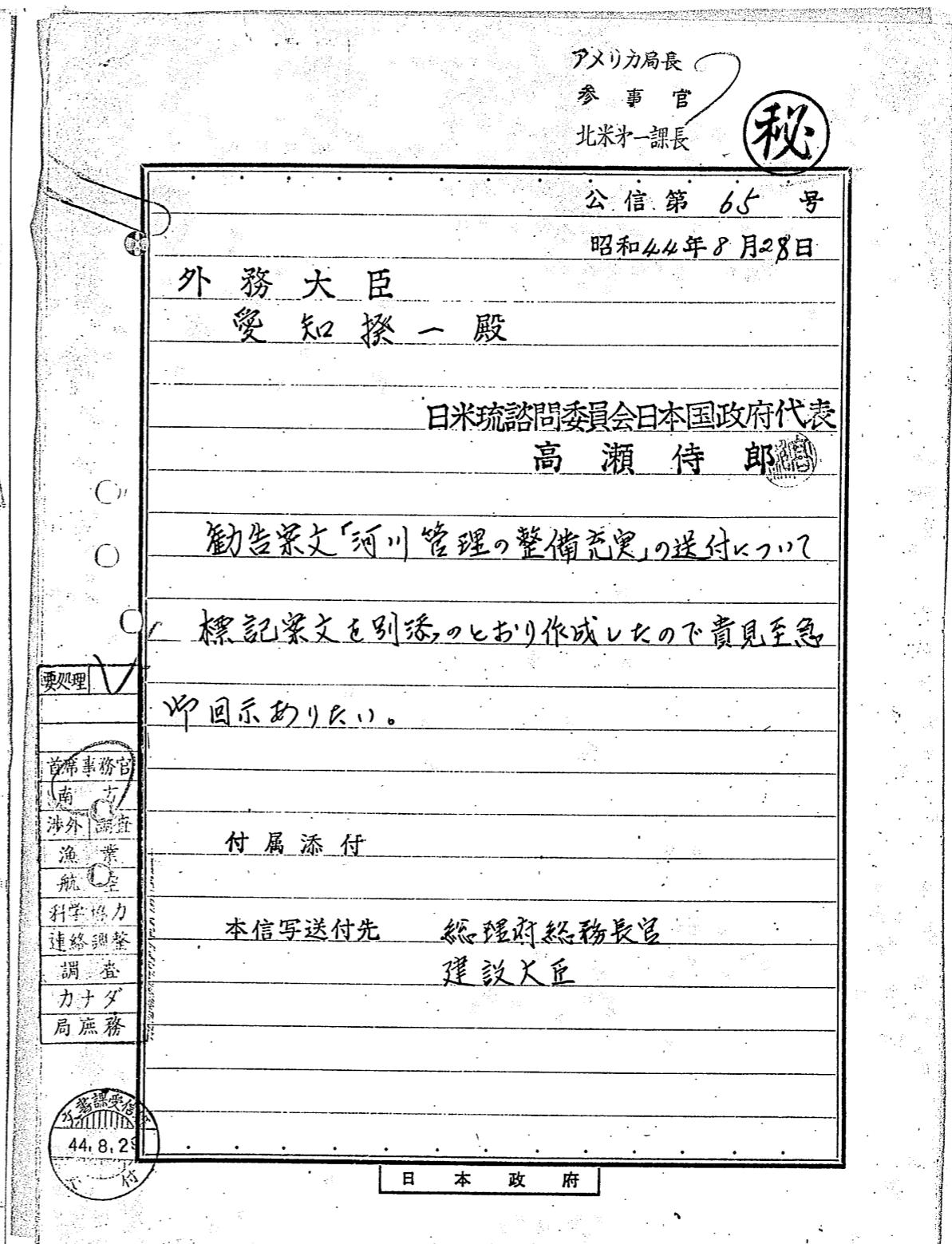
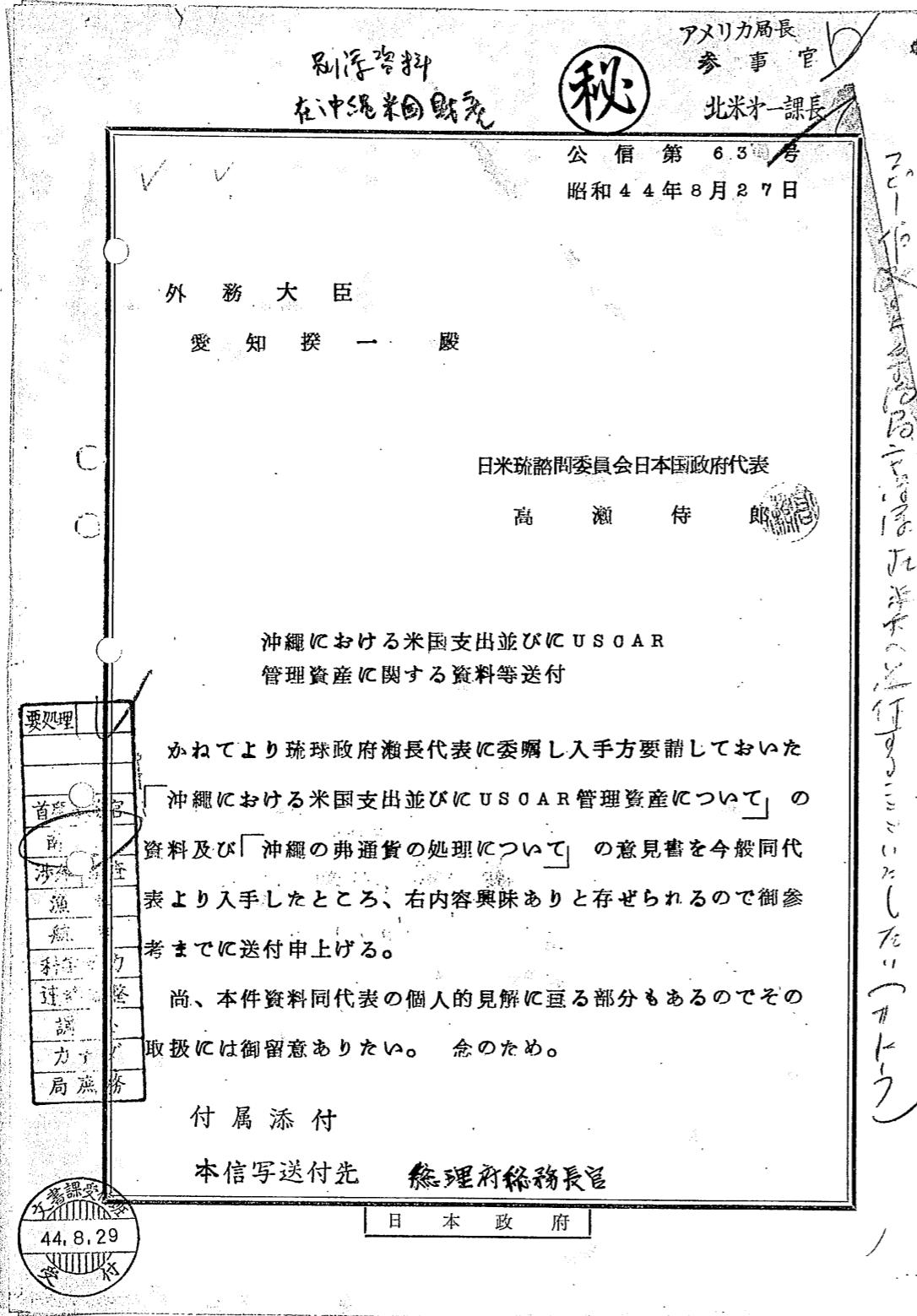
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に
連絡ありたい。

電 信 写

秘

がとして本使に対し暗に政府より何等かの
情報を入手しがるやと尋ねるが如き口吻を
洩らしたので、本使より同記事は臆測記事と
思え旨然とやく応答しておが、日本政府
にかかる意図があるが如き印象を与えるこ
の種記事が過去数回にわたり掲載されおる
ことは誠に好ましくないのと、政府筋よりこ
の種記事のエラニとは厳にこれを戒めたく
関係当局に注意喚起ありた。

(3)



琉球列島高等弁務官に対する諮詢委員会
沖縄那覇

秋

首題：河川管理の整備充実

1 河川の維持管理及び開発利用を促進して、河川災害の防止を図るとともに水系ごとに水の有効な利用を推進することは、住民の生活上の利益のみならず産業振興の基盤の整備のための重要な要素となるものであり、沖縄における当面重要な施策の一つと考えられる。

2 諮問委員会は、沖縄の河川の管理及び開発利用に関し検討した結果次のとおり意見の一一致をみた。

(1) 沖縄においては、明治29年(1896年)制定の旧河川法がそのまま河川管理の基本法となつてゐるが、この際、本土における新河川法を参考として改正を図ることが望ましいこと。この場合、改正にあたつては、河川のうち国土保全上又は経済上若しくは公共の利害に重要な関係があるものを行政主席を管理者とする琉球政府管理河川として指定することとするとともに河川の使用に関する規制、水利調整ダムに関する規制等につ

首題：河川管理の整備充実

いての規定を明確にする必要があること。

(2) 治水工事の促進を図るために、日米両国政府の財政援助及び琉球政府の財政事情を勘案しつつ、治水五カ年計画等の新しい年次的治水工事計画を策定し実施を図る必要があること。

(3) 流水の使用、河川敷地の占用及び河川敷地内の工作物の設置に関するそれぞれの許可を要素としている水利権の許可、河川区域内の土地の掘さくや土石砂の採取に係る許可等については、国有財産として米国民政府が従来管理してきている河川の区域内の土地に関するものである限り米国民政府の許可を要するところとなつてゐるが、河川の治水及び利水の総合的管理の実をあげるためにには、これらの行政事務を一元的に執行できるようになることが望ましいので、河川の区域内の土地の管理に関する権限は、これを行政主席に委任することが適當と認められること。

3 よつて、諮詢委員会は、高等弁務官が本件の実現につき適當な措置をとるよう勧告する。

秘密表示(朱印)	
極秘 無期限 ④部の内 1号	
本件在沖米國 アリ	
文書類別	
公信案 (分申)	
公信番号	米101 第 1156 号
登録日	昭和44年8月28日
大臣	主管
政務次官	アメリカ局長
事務次官	参事官
外務審議官	北米第一課長
外務審議官	
官房長	
協議先	吉川、久松
受信者	対象者
在米下田大使	愛知大臣
写真料金	(希望発送日)
月 日	
琉球開発金融公社等口頭報告書の送付	
GA-2 外務省 回観番号	

米101 第 1156 号
昭和44年8月28日

在米大臣殿
外務大臣

琉球開発金融公社等口頭報告書の送付
今般沖縄事務所より琉球開発金融
公社等の設立時、出資關係及く組織、
運営に關する報告書を送付致しテ、是
参考までに厚く一部別添送付す。
又、本件報告書の取扱いは充分御
意承り候。念のため、
付属添付

GA-4 外務省